

[事案 2023-55] 就業不能年金等支払請求

・令和 6 年 7 月 11 日 裁定終了

<事案の概要>

約款の支払事由に該当しないことを理由に、就業不能年金等が支払われなかったことを不服として、就業不能年金等の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和 4 年 7 月に双極性感情障害と診断されたため、平成 29 年 11 月に契約した組立型保険にもとづき、就業不能年金および軽度介護保険金を請求したところ、約款の支払事由に該当しないことを理由に就業不能年金等が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、就業不能年金および軽度介護保険金を支払ってほしい。それが認められない場合には、令和 4 年 9 月に遡って本契約を無効とし、同月分以降の既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 主治医が要介護状態と判断しているにもかかわらず、精神疾患について知識も判断権限もない保険会社が要介護状態にないと判断したことは不当である。
- (2) 保険会社は、処方薬がほぼ変わっていないこと、自分が家事をしていることを理由に、要介護状態ではないと判断したが、自分の生活の実情や疾患の内容を考慮しない判断であり、誤っている。
- (3) 募集人は、本契約の申込手続前に、産後うつなどでも保険金が出る旨を述べて本契約を勧誘した。
- (4) 募集人は、本契約の成立後、躁うつで障害手帳二級なら保険金が出る旨説明した。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人が提出した診断書では、衣服の着脱、入浴、食物の摂取の 3 項目が「一部介助」と評価されているが、当社の調査の結果から申立人の生活を評価すると、生活に必要な活動項目 5 項目について、約款に定める基準の「自立」または「ほぼ自立」の状態であるため、約款の定める支払事由には該当しない。
- (2) 衣服の着脱については、診療録に四肢や体幹の運動障害の記録はなく、椅子などに座り、時間をかけることで着脱するなどの工夫は可能であったと判断した。この状態は、約款に定める基準では「ほぼ自立」に該当する。
- (3) 入浴については、診療録に四肢や体幹の運動障害の記録はなかったことから、浴槽の出入りや自力による洗身が可能な状態であったと判断した。この状態は、約款に定める基準では「ほぼ自立」に該当する。
- (4) 食物の摂取については、診療録に四肢や体幹の運動障害の記録はなく、促されれば食べられるとのことであったため、動作自体は可能であると判断した。この状態は、約款に定める基準では「ほぼ自立」に該当する。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申込手続時の事情等を把握するため、申立人および申立人母、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。また、独自に外部の専門医の意見を求め、医学的判断の参考にした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。